

あるべき税制委員会 77回 議事録 (2016年1月25日)

文責 森信茂樹

16年1月25日、「消費税法の改正」について、財務省坂本課長から説明をいただき、議論を行いました。資料は別添です。

説明の概要はおおむね資料のとおりですが、総合合算制度の廃止に伴う4000億円が軽減税率の財源となるかどうかという点については、以下のような説明がありました。

総合合算制度と社会保障の充実2.8兆円との関係は、以下の通り。社会保障と税の一体改革における社会保障の充実については、①消費税財源(2.8兆円程度)と、②社会保障改革プログラム法に基づく重点化・効率化による財源(0.4兆円程度)を合わせ、満年度時に3.2兆円程度の財源が確保されることが見込まれている。この3.2兆円の財源の中から、イ)「子ども・子育て」、「医療・介護」、「年金」の分野ごとの社会保障の充実(2.8兆円程度)の実施に加え、ロ)仮に、消費税率引上げに伴う低所得者対策として、総合合算制度(0.4兆円程度)を実施する場合には、0.4兆円程度をもって充てることが想定されていた。総合合算制度については、税制抜本改革法において、消費税引上げに伴う低所得者への配慮の観点から、給付付き税額控除、複数税率と並ぶ検討課題の一つとして掲げられていたものである。したがって、総合合算制度は「仮に実施することとなれば、社会保障の充実に『含まれ得る一つの候補』」という位置づけであった。

今般、与党における検討の結果、軽減税率の導入に伴い総合合算制度は実施しないことが決定され、「残余の財源0.4兆円程度」(上記ロ)は軽減税率導入の安定財源に充てることとされた。したがって、「子ども・子育て」、「医療・介護」、「年金」の分野ごとにメニューが予定された社会保障の充実2.8兆円程度(上記イ)の財源は確保できる見通しとなった。(なお、上記イの内容は、平成25年10月に別添の資料を以って、政府与党(自民・公明)の間で確認がなされている。)

安倍総理の答弁は「軽減税率について1兆円必要である、そのうち4000億円は総合合算制度をやめるということで、これは2.8兆円の外で処理するということになるわけである。2.8兆円については私はこれを減らすことなないことは明言している通りであります。」(1月12日(火)衆・予算委員会 対西村智奈美議員答弁)となっており、上記と整合的なものとなっている。

以下の議事録本文は会員用メールマガジンで配信いたします。